



＝地区街づくりの検討状況をお知らせします＝

（ただいま考え中！）

第14号 2009年7月

小田急金森泉自治会街づくりを考える会

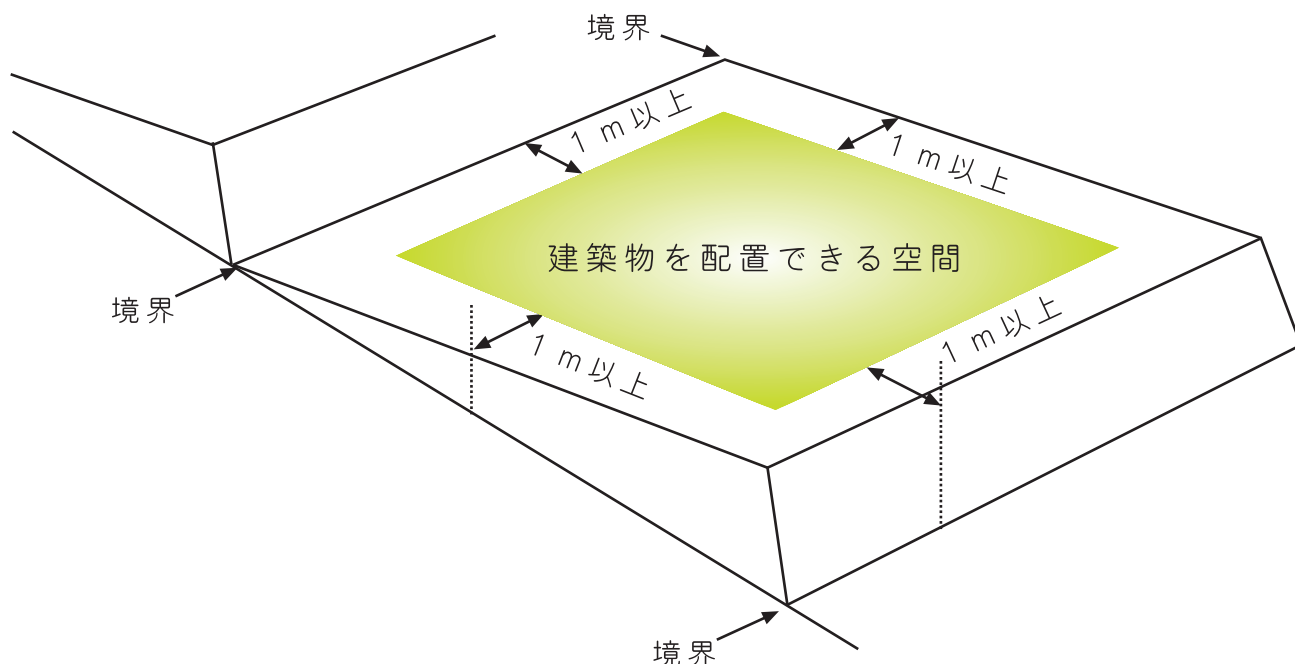
考える会では新しい街づくりルールについて検討を重ねています。先月号に続き3月（第10号）に紹介した試案のうち、**壁面後退**について取り上げます。

◆壁面後退とは、敷地の境界線から建築物までの距離に関する取り決めで、民法では最低50cmを確保するように定めています。

◆現在の自治会の建築協約では「外壁またはこれに代わる柱の外側から隣地の境界線までの距離は1メートル以上とする。但し、物置、車庫等の小規模のものは除く。」（第6条（4））としています。

◆壁面後退の規定は建築物同士の距離を一定程度空けて、良好な環境を保つことを目的としています。また、万が一、火災が起きた際の消防活動を行いやすくすると共に隣家への延焼を低減させる効果が期待できます。

◆新しい街づくりルールでは従来の建築協約に従い、敷地の境界線から建築物までの距離を最低1メートル確保することを検討しています。

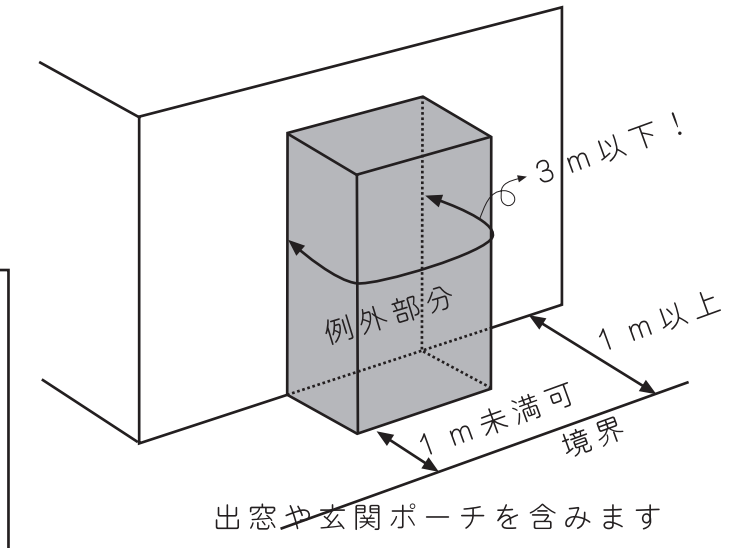


◆建築協約では「物置、車庫等の小規模のものは除く」という例外規定があります。

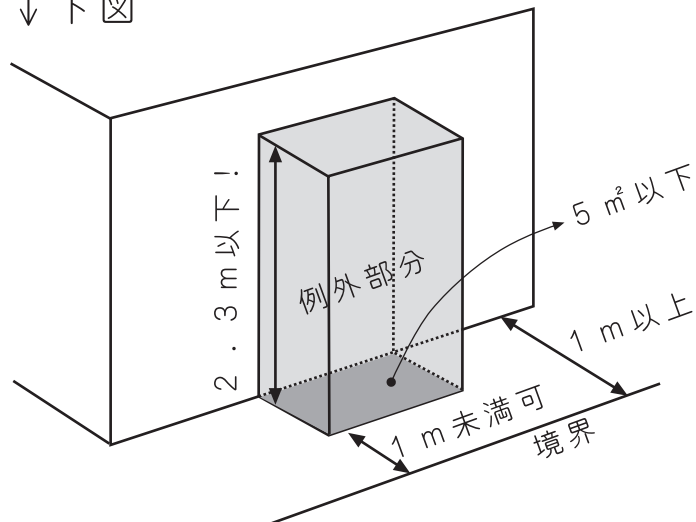
新しい街づくりルールではもっと詳細に決めることとなります。以下、検討中の事例を紹介します。

※例にあげるもののいずれかに該当する場合は設置可とします。

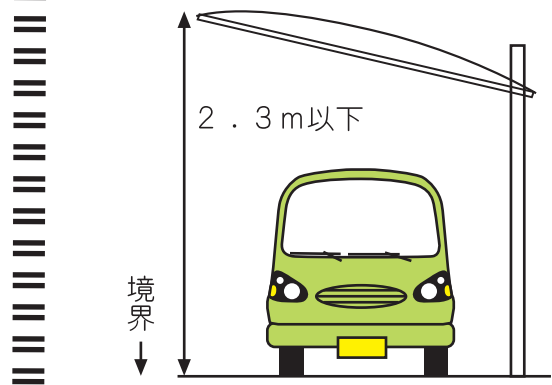
例1 外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下のとき（は設置可）。 右図→



例2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m²以内のとき（は設置可）。 ↓下図



例3 自動車車庫で軒の高さが2.3 m以下のとき（は設置可）。 ↓下図



（次回の定例会の予定） 8月2日（日）10時から

ふれあいもみじ館2F どなたでも気軽に参加ください。

定例会はいつも日曜日に行っていますが、お仕事などの都合で参加できない方もいらっしゃることでしよう。意見交換会を随時行いますので、お問い合わせください。

街づくりを考える会へのご意見やお問い合わせは2班 船橋

tel : 042(795)9423/E-mail : adn75950@rio.odn.ne.jp へお願いします。